

議案第38号

債権の放棄(水道料金)について

次のとおり債権の放棄をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 債権の名称 水道料金
- 2 金額 271,343円
- 3 債務者 平成19年6月1日使用開始者
- 4 債権放棄理由

債務者の破産手続により、免責許可決定が確定となったため。

令和4年3月4日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志